

第 部 調査研究 2 :
精神障害者における成年後見制度のあり方に
関する調査

第1章 研究の概要

1 研究目的及び実施概要

(1) 調査の目的

精神障害者の成年後見制度活用については、知的障害者に比べその活用が進んでいない現状を鑑み、精神障害者に対する後見支援活動の実態と、活動を通じて見えてくる精神障害者の成年後見制度活用に向けた課題（必要な支援のあり方、制度活用を支える人材育成のあり方等）を明らかにすることを目的に実施した。

(2) 調査対象と調査方法

本調査の対象と調査の方法は、次のとおりである。

精神障害者の後見支援を行っている団体に対するインタビュー調査 5団体

上記の団体のもとで、成年後見制度を利用している当事者へのインタビュー調査 3名

*なお、当事者インタビューを補足するものとして、NPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワークによる成年後見制度活用事例5事例をご紹介いただいた。

神奈川県内の日中系事業所利用者等、現在地域で生活する精神障害者に対するアンケート調査（配布1,500票、回収486票）

*なお、当初想定していた当事者を通じた家族に対する調査の実施が困難であったため、家族会経由で後見人をご紹介いただき、インタビュー対象に含めた。

調査～の実施にあたっては以下の団体にご協力いただいた。記して謝意を申し上げる。

(調査協力団体)

社会福祉法人品川区社会福祉協議会成年後見センター

社会福祉法人横浜生活あんしんセンター

NPO法人 湘南鎌倉後見センターやすらぎ

NPO法人 自律支援センターさぼーと

NPO法人 岡山高齢者・障害者支援ネットワーク

日本弁護士連合会

公益社団法人成年後見センターリーガルサポート（司法書士会連合会）

権利擁護センター「ばあとなあ」（社団法人日本社会福祉士会）

認定成年後見人ネットワーク「クローバー」（公益社団法人日本精神保健福祉士会）

特定非営利活動法人 横浜精神障害者地域生活支援連合会

川崎市精神障害者地域生活推進連合会

(3) 調査内容

【後見支援団体インタビュー項目】

成年後見制度利用に関する相談の状況（経路、内容等）
団体からみた精神障害者及び家族の成年後見制度の認知、利用状況（概況）
制度利用が効果的と思うが、利用に至らなかったケースの背景、要因
精神障害者の成年後見制度活用上の特徴、困難さ
（知的障害者、認知症の高齢者との比較から）
精神障害者の成年後見制度利用促進に向けた可能性と課題
（どのような局面での利用が効果的か 財産管理 / 身上監護）
（利用支援方策 / 制度運用面 / 法制度上の課題）
市民後見人の可能性と育成に向けた課題

【成年後見制度を利用している当事者、後見人向けインタビュー】

属性や日常生活の様子、制度利用の経緯
制度利用の効果と問題点 * ご本人、後見人等
（成年後見制度活用による効果、満足度 / 成年後見制度活用にあたっての問題
点、使いにくさ、後見人への希望 等）

〔当事者に対するアンケート項目〕

成年後見制度の周知、利用状況
仮に将来利用する場合に依頼したい内容
成年後見制度を利用するために重要なこと

2 実施体制

(1) 調査研究の実施体制

本調査研究は、第 部同様、以下の体制で実施した。

検討委員会委員 (五十音順、敬称略)

(委員長)

岩崎香 早稲田大学人間科学学術院准教授

(委員)

伊東秀幸 田園調布学園大学人間福祉学部 教授

井上雅雄 弁護士 特定非営利活動法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク

岩上洋一 特定非営利活動法人じりつ 代表理事

尾山篤史 「目が覚めたら夜だった」 主宰

門屋充郎 特定非営利活動法人 十勝障がい者支援センター 理事長

久保野恵美子 東北大学大学院法学研究科 教授

武津美樹 神奈川県精神保健福祉士協会 会長

堀江紀一 社団法人日本ケアラー連盟 共同代表

良田かおり 公益社団法人全国精神保健福祉会(みんなネット)事務局長

調査事業担当

戸高洋充 特定非営利活動法人神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会理事長

相馬妙子 特定非営利活動法人かながわ障がいケアネットワーク 事務局

山田龍 相模原市立南障害者地域活動支援センター

本杉康行 公益財団法人積善会生活サポートセンターやすらぎ

山中啓子 特定非営利活動法人総合福祉サポートセンターはだの

村田剛 平塚市障がい者地域生活相談支援センターほっとステーション平塚

記録担当 一般財団法人日本総合研究所

(2) 検討経過

検討にあたっては、検討委員及び調査事業担当からなる調査検討委員会を3回、調査事業担当による打合せを3回実施した。

また、委員、調査担当者間の情報共有のために、メーリングリストを活用した。

【調査検討委員会の開催状況】

第1回検討委員会 2012年10月27日(日)

(議題)・委員等自己紹介

・調査研究事業についての報告・説明

「先行研究の整理と諸外国の状況」

「国内の精神保健福祉の動向の確認」

・事業計画の確認

事業計画の確認

成年後見に関する実態調査について

(調査依頼先、依頼内容等の検討)

・今後のスケジュール等の確認

第2回検討委員会 2013年2月17日(日)

(議題)・調査研究事業の報告

事業の進捗状況

アンケート調査集計速報

インタビュー調査実施状況

・協議

調査から見えてきた課題と報告書の提案方向について

報告書の作成について

・今後のスケジュール等の確認

第3回検討委員会 2013年3月20日(水)

(議題)・報告書案についての検討

第2章 調査結果の報告

1 当事者アンケート調査

【調査実施概要】

(1) 調査の目的

精神障害者の成年後見制度活用については、知的障害者に比べその活用が進んでいない現状に鑑み、精神障害者が成年後見制度を活用するにあたって必要な支援のあり方を検討するための基礎的資料とすることを目的として、制度の周知状況や利用意向等の把握を行った。

(2) 実施方法

調査対象

本調査では、神奈川県内で精神障害者の日中活動系事業やグループホーム等を利用する精神障害当事者 1,500 人を対象とした。

調査期間

2012 年 12 月～2013 年 1 月

調査方法

神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会および横浜市、川崎市等の事業者団体から加盟事業者に対して、利用者への調査票の配布を依頼した。また、回収は郵送法とした。

調査回収率

調査票の回収率は以下のとおりである。

調査票配布数 : 1500 票

回収数(2月1日現在): 486 票(回収率 32.4%)

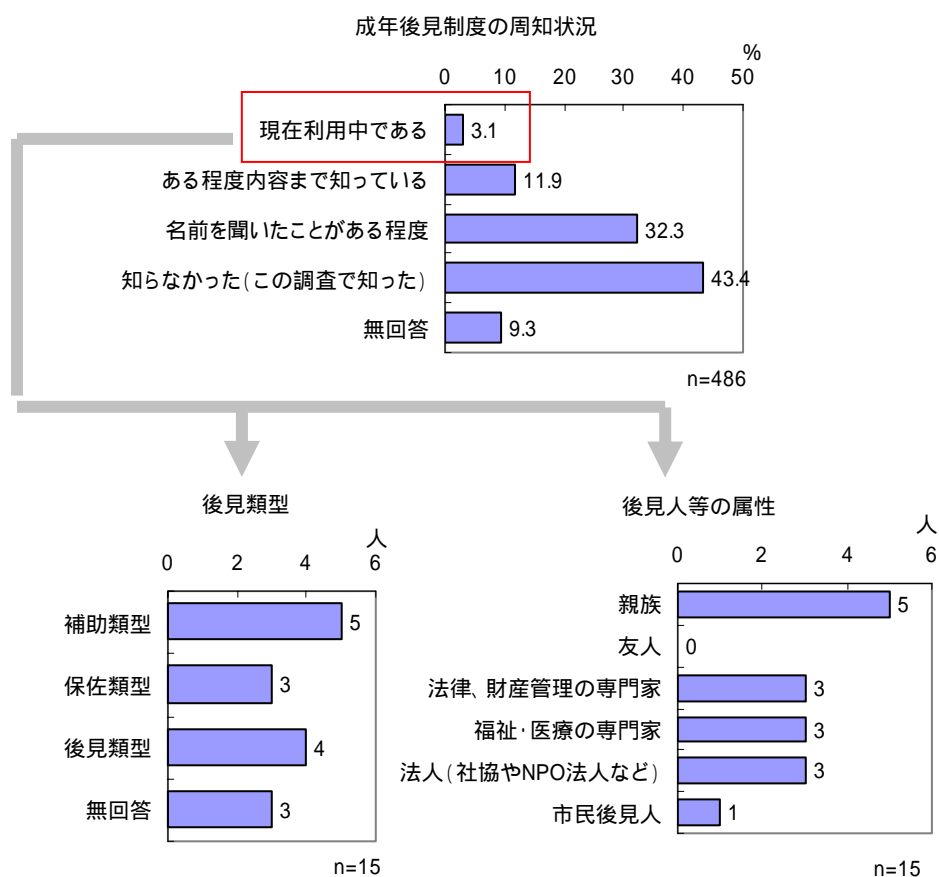
(3) 本調査結果に関する留意点

本調査では、対象者を神奈川県内の日中活動系事業所あるいはグループホーム等の利用者限定している。そのため、神奈川県という地域特性が結果に反映されていること、日中活動系事業やグループホームなどのサービス利用者の調査結果であることに留意する必要がある。

本調査は、第 部の「精神障害者のアドボケイトを担う人材について」において実施した当事者向けアンケート調査と同時に実施したものであるため、回答者の属性など基本情報は第 部を参照されたい。

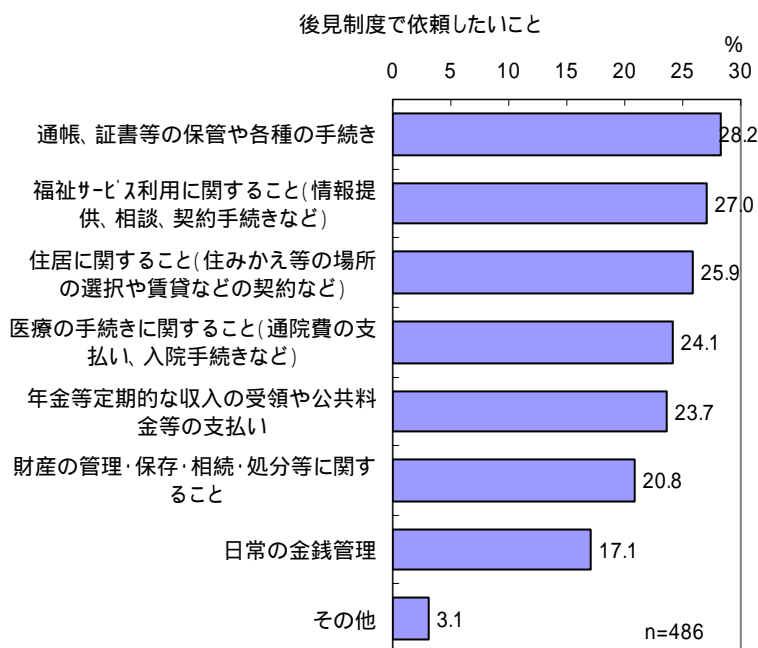
(1) 成年後見制度の周知状況

成年後見制度について、「現在利用中である」と回答した割合は 3.1%であった。また、「ある程度内容まで知っている」は 11.9%、「名前を聞いたことがある程度」32.3%、「知らなかった(この調査で知った)」43.4%であり、成年後見制度について回答者の多くは有効な知識を有していないことが窺える。



(2) 成年後見制度を利用する場合に依頼したい内容

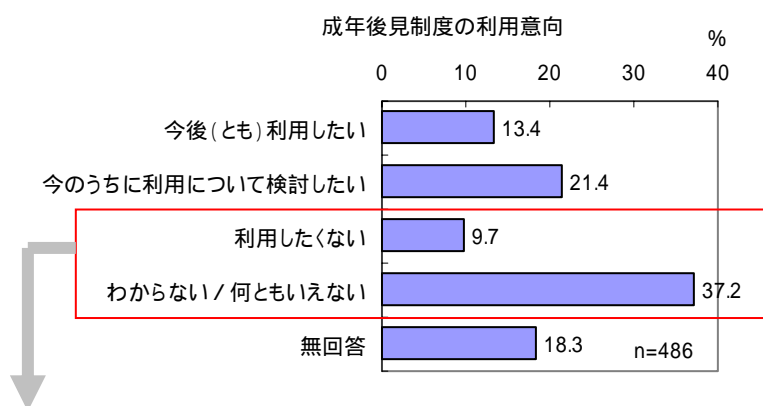
仮に、成年後見制度を利用した場合に依頼したい内容について尋ねたところ、「通帳、証書等の保管や各種の手続き」、「福祉サービス利用に関すること」、「住居に関すること」、「医療の手続きに関すること」などが上位を占め、「日常の金銭管理」に対するニーズは最も低くなっている。



(3) 成年後見制度の利用意向

成年後見制度の利用意向については、「今後(とも)利用したい」が13.4%、「今のうちに利用について検討した」が21.4%であり、制度利用を前向きに検討したいと考えている回答者は3分の1程度にとどまっている。ただし、明確に「利用したくない」回答者は9.7%であり、「わからない/何ともいえない」が37.2%を占めている。

成年後見制度を「利用したくない」、「わからない/何ともいえない」理由としては、「自分で管理したい/できる」などの意見とともに、「他人に任せたくない」「勝手に財産を使われそう」「信頼関係が築けるか不安」など成年後見人等に対する不信感・不安感、「選挙権を持っていたい」など制度自体に対する問題点などが挙げられている。



【利用したくない理由】

- ・通帳(生保の)をとりあげられる。年金の通帳をとられる
- ・あまり他人にまかせたくない。
- ・しくみが良くわからないから
- ・自分の判断が通らなくなるのは困るから
- ・自分で解決できることは自分でやりたいです
- ・私には必要ない
- ・まだ自分でも何とか生活できるから
- ・悪用されるといいうわさが多いから
- ・親族にゆだねる
- ・全ての権利がなくなってしまうのは私にとっては辛いです。また勝手に財産を使われそうで怖いです。
- ・自分の事は自分で判断したいので
- ・兄や姉がいるから
- ・親族にたのみたいから
- ・自由にお金管理したい。
- ・財産の管理をしてもらえなかった。
- ・自分は大丈夫だと思っている
- ・他人に契約や同意はしてほしくない。
- ・自分に責任がもてるから。
- ・自分の意思を伝える事が出来る為
- ・現在は自分で、自分の事を管理できているため。以前に親と医師だけで、障害者年金の手続きを勝手にされてしまい、後から知って傷ついたので、また他人に任せて傷つきたくないため

【利用したくない理由】

- ・信じられる人がいないから、でも本当に信じられるならたよる。
- ・必要がない為
- ・自分の事は自分で全て把握しておきたいからです。
- ・自分のことは自分でしたいから。
- ・今、付いている保佐人の理解がなく、僕だけでなく、役所や裁判所などの立場も、考えてくれない為、話が進まない。申し立てをしても、証拠がない為、変わらない。
- ・自分で管理したい。
- ・こわい
- ・今の自分の状況では考えられないから
- ・もう自立している為
- ・利用自体が、ありえない話で有る為!
- ・なって見なければわからない
- ・まだ、わからない
- ・自分で管理したい
- ・自分で管理できる。
- ・金銭の管理などは自分でできるので必要ない
- ・信頼度に欠けている
- ・今のところ利用する必要がないから
- ・別に身寄りもいないし、心臓・肝臓、交通事故の後遺症に悩んでいるので、いつ死んでも構わない。これは本当のことです。

【わからない/何ともいえない理由】

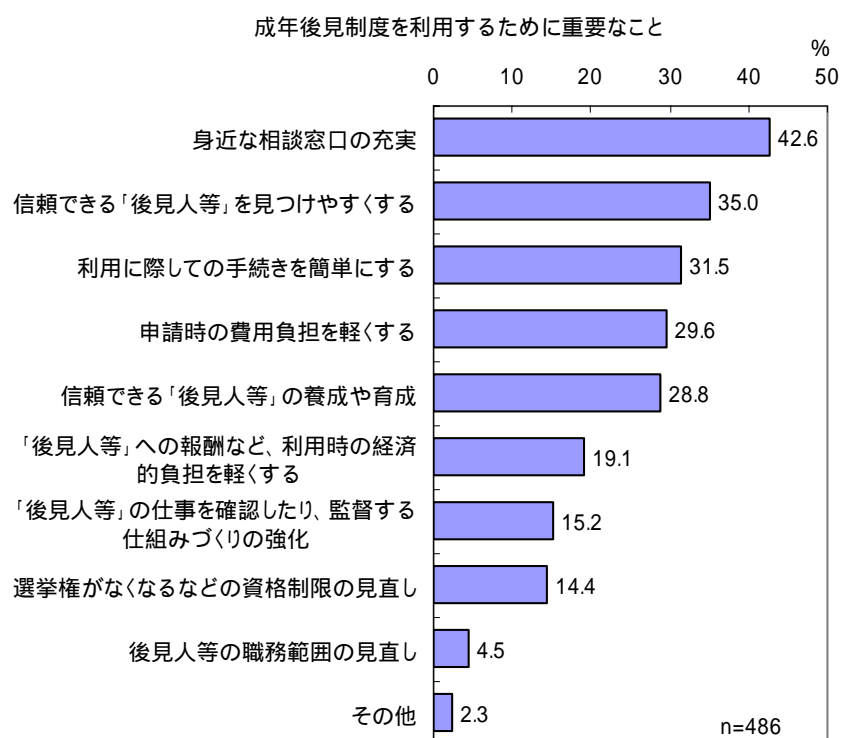
- ・まだ現実じゃないから。
- ・将来のことを考えると不安になるので考えられない。
- ・まだ判断能力があるので想像がつかないから。
- ・これからどれくらい自分が出来なくなるかわからないので何とも言えない
- ・むずかしくてわからない
- ・家族に数年前から通帳の管理をしてもらっているの、他人にゆだねるのが不安である。
- ・制度が必要な状態(自分が)になるかどうか不明。自由が制限される可能性を感じる
- ・私も主人もまだ若いので(主人は健常者)だし、まだ先立たれる事もないと思うので、何十年か先の話にしか思えないので。
- ・病状によると思うから。
- ・実際に聞いてみないと何とも言えない。
- ・今後の自分の病状次第では利用したいと考える
- ・後見人の人がどれだけ信頼できるか、普段から分かっている人でない人には頼むのは危険だと思う。
- ・相手が信用できるかどうか、確信がもてない
- ・自分にとって有利なら考えたいです。
- ・制度自体がまだ良く分からない
- ・良い体調に保てるように努力しているから
- ・人生 先が心配でわかりません。今の病院の先生の事を心配です。私はかなり年をとってからじゃないと、治らない病気なので
- ・今は年がとっていないので現実的に考えられない
- ・精神科から離れて自立を考えている為。
- ・信頼関係を結べられるか不安
- ・内容が完璧に理解できない為
- ・後見人の医療の知識、経験、国に対する交渉力と、あまりにも現時点で「力がよわい」ということと、本人の利益全てを保障(もしくは守る)する事ができない。
- ・親がいるので、今の所必要ないと思う。
- ・内容を熟知したうえで考えたい
- ・現在は自分で物事を判断することが可能ですが、高齢化や認知症によって判断能力が低下してしまった場合は必要になると思われます。
- ・先のことなのでわからない
- ・まだ選挙権を持っていたいから
- ・入院歴がない為イメージがわからない。入院費用が大きいので未然に防ぐサービスがあればいいと思う。
- ・今は必要ない。
- ・詳しいことを知らないから
- ・成年後見制度という意味がわからない
- ・まだ早い。今のところ必要ない。
- ・将来 1人になると思うので検討したいけれども 今のうちにはまだ気が入らない。しかし将来はとても気懸かりだ。
- ・使わなくもいい方法になるべくしたい。信頼できる人がいない。

【わからない/何ともいえない理由】

- ・現在の精神病で利用することはないと思いますが高齢になり認知症などになった時は利用することになると思います。
- ・今はまだ病状を良くしておくことしか考えられないので、悪くなった時のことなどを考えられないが数十年単位だったらお願いしたいと思うかも知れません。
- ・今、自分で大体こなしているので手伝ってくれる人は今必要ないから
- ・内容が正確にわからない為
- ・誰が1番自分を理解してくれているのかわからないから
- ・成年後見人制度が必要になる立場にならないと、考える力がわからないから。何となく自由がなくなりそうだから。
- ・子供(長男)がいる。
- ・今はまだ両親ともに健在なので
- ・将来的には利用する必要を強く感じることも考えられる。
- ・自分の病気の進行次第。気付かないうちに契約することもあるので、助けてくれる人は居て欲しい。
- ・信頼関係を築いていけるかが大事だと思う。知らないところで、自分の大切なものや事をやりとりしてもらうからです。
- ・認知症にでもなったら利用したいです。自分でできれば自分でします。
- ・親に相談してからじゃないと判断できないから。
- ・月が地球に落ちてくることを心配するのはおろかだから
- ・両親に判断の自信が持てなくなった時。
- ・今、元気だから、わからない。
- ・財産などが無い。自分に合った人がなってくれるかどうか。
- ・親がいるうちは親とかに頼ってしまうかも
- ・当分、先のことなのでわからない
- ・どの様な制度か以前の文面ではわからない為
- ・私自身、まだ若いのに先の見通しについて非常に悲観的なので、今あれこれ考えてもどうどうめぐりしそうなため。
- ・妹との関係が戻れば妹に託すので。今のところはわからない。
- ・いみがよくわからない
- ・先ことはハカンない
- ・実際、現在は利用していないので、必要になるまでは何とも言えない。
- ・まだ両親が健在で、なるべく自立するようにしているから。
- ・親が経済的なことをやっていて自分には現金がないので。
- ・よくわからない
- ・現実的な話と異なり、イメージしにくい為。また自己管理可能なうちは、金銭的管理について、例え成年後見人であっても他人であるから気持ち悪い。
- ・制度の内容がよくわからない。
- ・今は何とか利用しなくても不便ではないから
- ・必要がないから
- ・これだけでは何も分からない
- ・病気の状態による

(4) 成年後見制度を利用するために重要なこと

成年後見制度を利用するために重要なことを尋ねたところ、「身近な相談窓口の充実」が42.6%で最も多く、次いで「信頼できる『後見人等』を見つけやすくする」35.0%、「利用に際しての手続きを簡単にする」31.5%、「新生児の費用負担を軽くする」29.6%、「信頼できる『後見人等』の養成や育成」28.8%の順となった。



【成年後見制度を利用するために重要なこと】記載内容

- ・後見人の略歴等を確認したいと思います。
- ・わたしは姉に後見してほしい 先生が姉に話してほしい(病状など)
- ・説明をかたんにしてほしい
- ・意味が分からない。
- ・犯罪の罪に問われた時だけ後見人に頼みたい
- ・現在つかっている支援センターは、ただごはんをたべさせる所
- ・自分で自立できるようにしたほうが良い
- ・お金がかかるならたぶんたのまない
- ・安心して後見人を選べるようになりたいからです
- ・家族が勝手に成年後見人になってしまうことが不安
- ・自分の持っている資産を有効に使って死にたい
- ・7.について。後見人の養成や育成がしっかり確立されていると、障害者や後見人にこの先なってくださる方に、この制度が浸透するかもしれませんね。
- ・手続きをしていくまでの使いやすさ。わかりやすさなど。
- ・病氣入院大変と思います。単純明快で良いと思います。気持ちが伝わる様努力します。
- ・信頼できる人物
- ・後見人への報酬が高く、負担が大きい。
- ・結局、後見人を名乗る者の道德意識の高低にかかっていると思う。
- ・障害者担当者が2人、これでかなりいなくて困っています。急ぎの時、ひ日できる。それでも担当者じゃないとダメです。困 その他 急用の時にいなくても安心して考えて下さい。
- ・利用する場合は経済的に困っている場合だと思うので、費用がかからない方がイイ。
- ・信頼できる人を見つけるのが難しいと思いますが、費用もかかるのでしょうか？
- ・勇気を出して相談した窓口の方が色々教えて下さると、とても心強く思います。
- ・選挙権をずっとありつづけるようにしたい。
- ・後見人には、信頼でき自分の意思を正確に受け取ってくれる人を望みます。後見人がいても、自分の意見が伝わらなかつたり通らなかつたりしたら、意味がないからです。なので、適切な人材の育成や、その人を監とくするしくみづくりを強く望みます。あと、申請時や利用時の経済的負担も、生活が苦しいので、少しでもすむように強く望みます。
- ・自らの味方であると、国に対してでも言える人を後見人としてほしい。
- ・法でしるせいで誰もやらない。義理人情がない。自分が人を信じないのに人が信じてくれるはずがない。そして病気があらないにしろ、人を助けていきたいです。助けなきゃいけない人はいっぱいいる。
- ・ただ単に資格をもっているだけでなく、福祉にたずさわっていて、そこそこの経験のある人の中から、成年後見人を推薦してほしい。
- ・選挙権までなくしてしまうというのはやりすぎだと思う。自由を奪う行為であり一見すると暴挙とも思える。友人のなかにはどの人物も政党も自分の考え方と一致するものがないといって白紙投票する人もいるが、これとて選挙権の行使である。(無言の訴え) 家族に投票の券を処分され、身分を証明して投票したこともある。これは明らかに虐待だと思う。思想や信条が異なるというだけで選挙権行使をできなくしようとする作為的な行為であり、法的にも非常に問題だと思う。
- ・先程申し上げた通り、精神障害者は入院時、混乱状態にあることが多いものです。その点を良く理解している後見人の充実が必要と考えます。
- ・選挙権は必要だと思う。
- ・今、付いている保佐人が理解が無い為
- ・きちんとお金(年金)などをかんりしてほしい。
- ・今はまだよくわからないので答えがでない。

【成年後見制度を利用するために重要なこと】記載内容続き

- ・状況により異なると思いますが現在の状況であれば“信頼できる”ことに最も重点をおきたく、また“信頼できる”ということは大変難しいことだと思います。
- ・制度についてよくわからない。
- ・精神障害者は働いてない人が多いのでできるだけ安く、分かりやすくしてほしい
- ・わかりやすくしてほしい。誰を頼りにできるかなどははっきりわかればいい。家族といっても一番の理解者とは限らないから。
- ・この制度について理解が出来てません。分かりやすい制度の説明が欲しいです。
- ・病気のためもあり、相談窓口で頭の中が真っ白になってしまいそうで不安なので、「後見人講座等」で前もって、後見人制度を学んでおきたいです。
- ・医療による投薬ミス等、弁護士が必要。
- ・ゆうちょのちょ金のかんりしかた。家の税金かんり。
- ・上記にある項目すべてが、成年後見制度を見直すことにおいて重要な事柄だとも思います。えらぶことはできません。すべて必要なことです。
- ・家族以外の人で、成年後見制度を利用する場合、二重チェックが必要。
- ・精神障害者を人間扱いされるのは本当に光栄です。
- ・費用の負担がかかるくないと、できないと思うのでその辺をふまえて考えてほしいです。
- ・成年後見制度はあまり利用するつもりはない為
- ・の身近な相談窓口はあっても、気軽に足を向けられる様にして欲しい。「相談窓口」と一言で言われても、良く解らないので、相談しやすくなる様に、わかりやすくしてほしい。
- ・成年後見制度について、よく自分にはその理由がわかりません。
- ・難しくて、出来なくてすみません。
- ・もっと成年後見制度を詳しく知りたい
- ・別にない。なぜなら、いくら書いても無駄だから

2 インタビュー調査

インタビュー調査は、法人後見を実施している団体、後見人個人、専門職後見を推進する職能団体と法定後見制度を利用している本人に対して実施した。以下、(1)団体、後見人等から寄せられた意見、(2)法定後見を利用している個人それぞれについて、主な質問に即して発言を概観したい。

(1) 後見支援団体、後見人等

業務を通じてみた、精神障害者本人・家族の制度に関する認知や評価

法人後見団体や専門職団体の場合、後見人個人の場合と異なり、寄せられる相談の経路は、精神科病院ソーシャルワーカー、日中系事業所職員或いは家庭裁判所などが多く、直接本人や家族の相談を多く受けている訳ではない。しかしながら、現場の実践を通じた間接的な感覚としては、「高齢者に比べると認知が進んでいない」「一定程度認知は進んだが、理解のされ方、受け止め方に偏りがある」など、全体を正確に把握している訳ではない実情が示唆された。

他方、後見人からは、本人については「あまり知らない。本人から「是非(利用したい)」ということはない」、「おぼろげながら知っている程度」など、本人の周知や理解が進んでいない様子が語られた。家族については、2極化の傾向が語られた。親なき後のことを含めて、本人よりもむしろ積極的に利用について検討している家族がいる一方で、本人に対する無関心や拒絶など、ほとんど接触を断っている家族の姿もある。積極的な利用を考える家族の傾向として、成年後見制度を親代わりの制度と「過大評価している」側面も語られている。

いずれにしても、本人、家族ともに、制度の周知の一層の促進とともに、正しい理解についても今後の課題と言えそうである。

インタビューから：本人の周知や認知について

- ・高齢者の場合はある程度周知は進んだと思うが、精神障害についてはどうか。自治体でも、高齢者向けの周知活動はよく聴くが、障害の方向けにはどうか。 専門職団体・福祉系
- ・現行制度についてある程度は知っていても、どの目線で理解しているかによっても受け止め方が違う。制限的な部分のみとか、一面のみの理解の人も多いのではないかと。精神の方の場合、あまり関わりたくない制度という印象を強く持たれているのではないかと。利用している人でも、本人が「使いたい」と思っている訳ではないように感じる。 専門職団体・福祉系
- ・本人達は制度のことをあまり知らない。是非お願いしますと言われるものでもない。委任契約サポートの相談の中で、お願いしますと言われることはあるが、後見人になって欲しいということはない。 後見人・法律職
- ・制度については、おぼろげながら知っているという程度で、利用についての具体的なことはわかっていないのが現状。家族の多くは、自治体から制度のことを教えられてから考えるようだ。(後見人・行政書士)

インタビューから：家族の周知や認知について

- ・説明会を行ってはいるが、こちらへの相談にはつながりにくいのが実態。家族が相談には来るのだが、まだ大丈夫という思いか途中で中断してしまい、親が亡くなって関係機関から相談を受けるパターンになっている。 後見支援団体（法人後見）
- ・家族は制度のことを良く知っているが、親代わりとして過大評価している面がある。家族から後見制度を利用したいという相談が寄せられて、話を聞いてみると他のサービスで補えるものがほとんど。大きな財産もなく一番困っているのは日常生活の部分だったりした場合、ヘルパーや作業所へつないだり、月1回相談にのったりしたほうが本人のためになる。 後見人・法律職
- ・家族は無関心なケースが多い。関わりを拒絶する。自分が受任しているケースでも家族との複数後見事例はない。 専門職団体・法律系
- ・家族と接触する機会があるのは、家族全体が様々な問題を抱えている多問題家族のケースになる。それ以外にはほとんど接触はない。 専門職団体・法律系

精神障害者の成年後見制度活用上の特徴、困難さ等

精神障害者の成年後見制度活用上の特徴や、困難について、ア) 利用に至るまでの特徴や困難さ、イ) 利用に際しての支援の特徴や困難さに分けて、回答を整理する。

ア 利用に至るまでの特徴や困難さ

複数の回答者から、「本人が制度利用のメリットを感じにくいこと」、「費用負担に対する拒否感や負担感の大きさ」、「申立に繋がりにくい本人・制度環境」が示されている。

「本人が制度利用のメリットを感じにくいこと」の背景には、現状では、本人の意向というよりも周囲の意向から利用が開始される傾向がみられることとも関係していよう。「費用負担に対する拒否感や負担感の大きさ」では、特に若年の精神障害者の場合は長期にわたる利用が想定されることから経済面で家族が不安に思う、あるいは、本人から見れば、前述のようにメリット感がないなかで、さらに経済的な負担がのしかかることに対する躊躇が生まれる。一方で、家族・親族と疎遠になっている方の場合、居住している自治体が市長申立に積極的に取り組んでいるかなど、周辺環境要因によっても利用が制限されてしまう現状がある。

インタビューから：利用への繋がりにくさとして

本人が制度利用のメリットを感じにくい

- ・どちらかと言えば家族や支援者など周囲が利用に積極的であることが多く、ご本人が自分の生活にとってこの制度のどこが必要なのかを理解することが難しい。 専門職団体・福祉系
- ・この制度を使って本人の生活が広がったという体験談は聞かない。また、是非お願いしますと言われるものでもない。 後見人・法律職

費用負担に対する拒否感

- ・特に若い当事者の場合、本人はそのつもりになっているが、今後長期間にわたって報酬支払いが継続することについて親などが不安に思うことが多く、若年時からの利用に繋がらないなど、本人が主体になりにくい面がある。 専門職団体・福祉系

申立に繋がりにくい

- ・高齢、知的障害の分野と比較して家族・親族等の申立人がいないケースが多い。(専門職団体・法律系)
- ・経済的に困窮している人が多く、障害年金、生活保護の方の場合、必要性は解るが、市長申立についての自治体の判断がまちまち。自治体によっては、報酬費用については成年後見制度利用支援事業の対象になっていない場合もある。自治体の認識の問題と財政上の問題、両方があると思う。 専門職団体・福祉系

イ 利用に際しての特徴や困難さ

支援者からみた精神障害者ならではの制度利用の特徴や困難さとして、主に病状や障害特性に関連する事柄と関係者・機関の理解不足、資源不足があげられている。

「本人との信頼関係の構築、コミュニケーションの取り方の難しさ」、「病状に波があり、きめ細やかな関わりが必要となる場合があること」については、ほとんどすべての回答者から特徴として寄せられているが、そのことから支援のタイミングをはかることが難しく、良い支援に繋がりにくい」とか、「後見人に対する頻回の接触、コミュニケーション拒否等で後見人が負担と感じてしまう」ことなどが語られている。

関係者・機関の理解不足については、何も精神障害者に限ったことではないが、回答では、特に制度創設以来この間の高齢や知的障害分野での周知や理解・利用の進み方に比べ、精神障害分野での関係者・機関の理解不足や、そもそも圧倒的に地域の資源が不足していることなどが指摘されている。精神障害特有の病状の波に対して、後見人一人が対応していくことは不可能であり、よりよい支援を実行していくためにも地域のサービス提供事業者をはじめとする福祉関係者とのネットワークが不可欠であるが、現状では本人中心の支援者ネットワークが築きにくいという指摘である。

インタビューから：利用の際の支援の特徴や困難さとして

本人との信頼関係の構築、コミュニケーションに時間がかかる

- ・信頼関係の構築にもの凄く時間が掛かる。ご本人は、この人に任せていいのかという不信感を抱いており、後見人等の資質や人間性が問われる。まずは関係づくりからスタートせざるを得ない。本人の複雑な思いに耳を傾けるところからのスタートになる。そのような助走期間を考える必要がある。(後見人・福祉職)
- ・認知症高齢者等に比べ、支援が長期に亘ること。被支援者が日常生活の中で不安に感じたことに耳を傾け、被支援者との信頼関係を継続して築きあげていくことが重要。 後見人・行政書士
- ・コミュニケーションをとることが難しい。本人の拒否が強くはがきによる連絡しか認められなかったことがある。(専門職団体・法律系)

病状に波があり、きめ細やかな関わりが必要となる場合がある

- ・一人ひとり状況は異なるが、補助類型の方の場合、判断が必要なことについては一つひとつ本人に確認しながら事務を進めている。中には、こだわりが多い人もおり、1時間おきに電話が来たりすることもある。 後見支援団体（法人後見）
- ・病状の不安定さもあるため、保健所へ連絡したり、病院への受診に同行したり、自宅を訪問したりすることもある。受診同行や訪問は支援員さんが2名体制で対応しているが、何か判断が必要な場合には必ずセンターが間に入る形を徹底している。 後見支援団体（法人後見）

支援のタイミングが難しく、よい支援に繋がりにくい

- ・精神の方の場合気持ちの浮き沈みが激しいので、どのタイミングで開始をしたらいいのか、判断が難しい。予想通りに進まず、結果としてきちんと支援に繋がらないことが多い。適切な支援が出来ず結局浪費に走ってしまうこともある。もちろん、すべて制限をかけた方がいいわけではないので、評価は難しいが。（専門職団体・法律系）
- ・病状が不安定な時に、どこまでご本人の意向を尊重すべきか、判断に迷うケースも少なくない。 後見支援団体（法人後見）

頻回の接触等で後見人が負担と感じてしまう

- ・在宅の方の場合、身上監護面では最低でも月に1回の訪問、頻繁な方では毎週の訪問になり、地理的な問題もあって後見人等の負担が大きくなることもある。 後見支援団体（法人後見）
- ・病状が不安定になると連絡が頻回になり、中には担当替えを希望する後見人等もいる。 後見支援団体（法人後見） 等複数
- ・在宅で生活している人の場合、生活がうまくいけなくなりパニックに陥って急に呼び出されたりして苦労している人もいる。規模の小さい事務所では大変だと思う。後見人ひとりですべてを抱えようとする大変なことになるので、他に関わってくれる人達（病院、民生委員、行政等）との関係をつくり、気になることがあれば確認してもらうようお願いしたりしている。（専門職団体・法律系）

関係機関の理解不足

- ・被後見人等の主治医に対して病状説明を求めたところ、説明を拒まれた。精神科病院ではまだまだ成年後見制度に関する理解が不足している。看護師も理解していないことが多いため、何かあればSWに相談している。（専門職団体・法律系）
- ・医療機関については、明らかに質の違いがある。後見人等に対して病状や生活状況などを知らせてくれる医療機関もあれば、まったくないところもある。病院SWの質が高いところであれば、仕事はやりやすい。（専門職団体・法律系）
- ・退院支援にしても、成年後見人がついていることで大家さんが安心する場合と、後見人がつくような大変な人なのか、と不安がられることもあるのが現実。（専門職団体・法律系）
- ・行政でも高齢部局に比べ障害部局の理解が進んでいない。（専門職団体・法律系）

障害福祉サービス等地域の社会資源が不足

- ・高齢者と比べるとサービスを細かく組むことができない。また病状のために施設入所もできないこともある。地域での見守り体制についても高齢が先行しており、精神障害の方は数も少ないため見守り体制を組むこともできない。 後見支援団体（法人後見）

精神障害者の成年後見制度利用促進に向けた課題

ア 本人主体の制度利用に向けた周知・理解の促進

調査では、本人の周知が低いことと併せ、理解にも偏りがある場合が多いこと、利用のメリットを感じていないことなどが複数指摘された。周知に際しても、「どんな場合に利用することが効果的かわかるようはっきり示す必要」があることなどがあげられている。

インタビューから：本人主体の制度利用に向けた周知・理解の促進

- ・当事者の認知が圧倒的に低い。「知っている」の内容も曖昧だし、マイナス面が強調されすぎたり、偏りがある。本人にどう役に立つのか、とすることをいかに伝えるかが課題。(専門職団体・福祉系)
- ・本人が本当に使いたいと思ってくれるようになることが先決ではないか。得てして周りが積極的で結果としてうまくいかないことが多い。現状では、本人のための後見ではなく、家族や病院のための後見となっている。(専門職団体・法律系)
- ・どんな場合に利用することが効果的か、はっきり示してあげたいのではないか。(専門職団体・法律系)
- ・制度が効果的に活用されている事例を紹介していくことが有効。(後見人・法律職)
- ・補助制度をもっとうまく活用できないか。ただ、本人にとってメリットが感じられないことが難点。(専門職団体・法律系)
- ・当事者の認知をあげること。そのためには自治体の積極的な取り組みが重要。パンフ行政では、認知は進まない。後見人・行政書士

イ 費用負担の軽減

前項でも、本人の費用負担の大きさが利用を抑制する一因となっている様子が指摘されたが、今後、低所得、財産のない人でも法的な契約支援が必要な方が増加することが予想されるなかで、成年後見制度利用支援事業等の既存制度の有効活用や生活保護受給者に対する「後見扶助」創設を含め、お金がない人でも必要に応じて利用できるような、経済的負担軽減の必要性が指摘された。

インタビューから：費用負担の軽減

- ・基本的な考え方として、年金暮らしの人など、あまり財産のない人でも、法的な契約支援が必要ならば利用できる制度になればよいと思っている。そこに公金が入れば、少しは変わってくると思う。(専門職団体・法律系)
- ・権利擁護の一環としての成年後見制度と考えると、財産がない人、経済的に豊かではない人も専門職後見が必要だと言う前提で、必要な人には第三者後見人をつけ、その報酬もある程度補償されるような仕組みが必要ではないか。専門職団体・福祉系
- ・本人の費用負担の軽減が必要。利用支援制度の充実。お金がかからなければ、もっと利用する人は多いと思う。専門職団体・福祉系
- ・生活保護受給者に対する後見扶助枠組の新設。制度受給者のなかには、本来必要な人が多い。専門職団体・福祉系

ウ 障害特性に応じた柔軟な制度運用（類型変更）

前述の「精神障害特有の病状の波」に関連して、現行法定後見制度の3種類のあり方が精神障害者にはフィットしにくいという問題意識が多く語られた。「そもそも法定後見の3類型が精神障害者には馴染まない」という制度枠組みの変更を期待する意見もみられたが、多くは運用面から「現行3類型を前提に、状況変化に応じた柔軟な類型変更の運用」を期待する意見である。その際、あわせて、「類型判定の際の判断根拠の見直し」や「後見類型を基本とする考え方から補助類型をベースとする考え方への転換」等の必要性も語られている。

インタビューから：類型の考え方

- ・そもそも3つの類型に当てはめること自体の問題。制度の枠組み自体が精神障害の方には噛み合っていないことが問題である。 後見人・福祉系
- ・現状を認識したうえで、本人の利益・家族の利益・社会の利益になるように制度を変更して欲しい。類型を根本的に見直す必要があるのではないか。精神障害の人たちにもっとマッチした仕組みが必要。本人の状態を金銭管理とは異なる視点から捉え直して類型化できればよい。(後見人・福祉系)
- ・精神の方は障害が固定されているわけではない。何でもできるときもあれば、何もできないときもある。高齢者は障害が重度化する一方だが精神障害の場合には軽くなることもある。どこに焦点を合わせて類型を決めていくのか、大いに疑問を持っている。(後見人・福祉職)
- ・状態変化に応じて柔軟に類型変更が可能となるような運用態勢 専門職団体・福祉系
- ・類型変更、開始・取消が楽にできるようになればよい。権利条約第12条には最短期間でやれと書いてあるのだが、日本では転ばぬ先の杖になっている。 後見人・法律職
- ・精神障害の場合、固定した障害ではなく病状の波があるのに加え、特に軽度の障害の人の場合、生涯ずっと必要というわけではない。居所の選定、福祉サービスの利用等にかかる契約は重要と思うが、それ以外はかなり限定的なのではないか。そう考えると類型の考え方、判断能力を判断する際の基準 現在は最も落ちた時を基本にしている、きめ細やかな類型変更などが課題になる。 専門職団体・福祉系
- ・本人意思尊重の観点からは、本人がどういう点にサポートが必要と思っているのかが明確な補助が原則なのではないかと考えている。 専門職団体・福祉系
- ・医師の診断書も、主治医は悪くなることを前提に書いている。しかし精神障害の人にはそれはあてはまらない。類型判断も最終的には財産管理能力のみで判断されており、ストレングスという視点が欠落している。本人のもっている力、どんな工夫があれば生活できるのか、そのような視点が必要。(後見人・福祉系)

エ 効果的な各種制度活用のあり方等の工夫

インタビューでは、例えば日常生活自立支援事業との棲み分け、あるいは重層的な活用、任意後見契約の活用、委任契約の活用など、成年後見制度と他の制度の効果的な利用や、本人の病状・障害特性に応じて他の制度の効果的な利用についても検討すべきとの指摘がみられた。

インタビューから：効果的な各種制度活用のあり方等の工夫

・精神障害の場合、固定した障害ではなく病状の波があるのに加え、特に軽度の障害の人の場合、生涯ずっと必要というわけではない。居所の選定、福祉サービスの利用等にかかる契約は重要と思うが、それ以外はかなり限定的なのではないか。そう考えると類型の考え方、判断能力を判断する際の基準 現在は最も落ちた時を基本にしている、きめ細やかな類型変更などが課題になる。が、そうなると、成年後見制度の特徴である一人の人がずっと寄り添う、ということが難しくなる側面もあり、難しい。突き詰めると、サービス担当者とどこが違うのか、法定後見を利用しなくても周囲の方がサポートしていけばいいのでは、という議論にもなってくる。

専門職団体・福祉系

・本人達の生活にとっては日常生活面のお金の管理・使い方が重要なのに、今の制度では後見人等は重要な財産を守り、日常的な金銭管理は本人達に任せている。そこにギャップが生じている。本人の生活を考えれば、日常生活のマネジメントに重点を移す必要がある。例えば、後見人等が大きな財産管理をして、日常金銭管理を社協に依頼するなど。 後見人・法律職

・補助類型の人であれば、日常生活自立支援事業でうまくいくケースもあるかもしれないが、日常生活自立支援事業の場合、あくまでも当事者間の契約に基づいたもの。法定後見の場合、当事者間の契約ではなく裁判所の見立てが入る権利擁護の要素が強いもので、性格の違いが大きい。両者を重層的に組み合わせればよいが、費用負担の問題がある。 専門職団体・福祉系

・個人的には、本人が一定程度生活ができているのであれば、あえて法定後見を使って制限をかける必要はないのではないかと思う。契約が必要な事態が生じれば仕方ないが、それ以外に制限をかける必要があるのか。(専門職団体・法律系)

・法定後見ではなく、任意後見を活用していく方法もあるのではないか。(専門職団体・法律系)

・法定後見で補助相当の判断能力であれば、本人の意向を確認した上で、任意後見契約 移行型を締結する方がよりニーズにマッチすることもある。ただし、移行型の任意後見契約の場合は、監督人申請時期などについて、適格にチェックしていく仕組みが必須となる。(後見人・行政書士)

・基本は、本人と相談しながらの委任契約を重視している。むやみに制限のかかり、かつ費用負担もある法定後見を利用する必要は感じない。(後見人・法律職)

・信託制度を使って市民後見人とリレーさせることも考えられるが、家庭裁判所が市民後見人を選任しない実態もある。(後見人・福祉職)

オ 後見人の受け皿づくり、人材育成の強化・充実

法人後見の受任を行っている後見支援団体からは、近年増加傾向にある、地域移行に伴う在宅の精神障害者の後見活動を担当できる人材の受け皿づくりが共通の課題として語られた。仮に、「ご本人の申立の理由が財産管理にあっても、ソーシャルワーク的な支援が求められ、そうした面での後見人の価値観やスキルが求められる」としている。

後見人の資質向上の必要性については、「後見人による価値観の違いの大きさ」「抱え込み（周囲の人を巻き込まない／巻き込めない）による負担感」などが指摘されているが、そうした点を補うためにも、後見人に対する継続研修等を通じたフォローアップと個々の受任者へのきめ細やかな支援、専門職団体間のネットワークの重要性が示された。

近年取り組みが進んでいる市民後見人についても、後見人の受け皿づくりの一環、地域福祉の裾野拡大としての評価が語られる一方で、後見人へのバックアップ同様に、養成研修での正しい理解の推進とともに実践面でのバックアップ体制強化の必要性が重要視されている。

インタビューから：後見人の受け皿づくり、人材育成の強化・充実

（受け皿づくり）

- ・受け皿の問題が一番大きいのではないかと。後見支援団体（法人後見）
- ・後見人の業務は財産管理と身上監護だが、特に精神障害の方に対してはソーシャルワーク的なきめ細かい確認作業や対応が必要になる。また、関係機関との連携も重要である。後見支援団体（法人後見）
- ・法人のなかでも在宅の精神障害者の後見を担える人材は偏りが生じてしまっているのが現状。在宅の精神障害者の後見を担当できる人材を育てていくことが課題。後見支援団体（法人後見）
- ・精神障害の被後見人等は、生活保護の人もいれば財産が豊かな人もいる。家庭裁判所は財産があれば弁護士を選任する傾向にあるが、精神障害の方にはソーシャルワーク的な支援が必要になる。後見人等もそのようなスキルや価値観を広げることが求められている。（後見人・福祉職）

（後見人の資質向上）

- ・後見人によって価値観が異なるので、管理的過ぎてもいけないし、自由すぎると本人に大きな不利益を与えることになり、そこが難しい。専門職団体・福祉系
- ・後見人等の資質向上。出来る限り本人意思を尊重する。信頼関係を構築してコミュニケーションを適切に図るなど。後見人・行政書士
- ・精神の方の場合、後見人が困難を感じてしまうことはよく言われる。ただ、仮に「精神障害者ならではの」の困難さを感じている人がいるとすれば、それはむしろ受任者側の意識の問題ではないか。つまり、その受任者が他の人を巻き込めずに自分で何でもやりたがる傾向、あるいは「気負い」のようなものがあるのではないかと感じる。周囲の期待 無理解 が強く、それに応えようとしてしまうこともあるかもしれない。専門職団体・福祉系

- ・大きな課題に対しては、職能団体同士のネットワークのなかで対応していくことが重要。 専門職団体・福祉系
- ・後見人等に対するバックアップ体制が重要。会としても継続研修を義務づけ、メーリングリストを活用した悩み相談等を行っているが今後の課題) 専門職団体・福祉系
- ・個々の資質向上とともに、引き出しのひとつとして、スキルや知識のある専門職、主担当・副担当、スーパーバイザーなどがチームで本人の支援をする法人後見が現実的と思うこともある。継続性も担保できる。ただし、主軸は福祉職が良いと思う。必要な際には代理権で弁護士等に依頼することも可能である。 後見支援団体（法人後見）

（受け皿としての市民後見人）

- 団体としての立場

- ・団体として積極的に市民後見人の養成を進めている。今後、財産のない人でも後見制度を利用できるようになったときに、専門職だけでは受け皿が足りないという問題意識から。費用対効果でみれば、市民後見人を養成するよりも専門職に対する報酬助成の方が効果的かもしれないが、地域福祉の一環として行政が市民後見人を養成していくのは意義があると考えている。（専門職団体・法律系）
- ・会としては権利擁護としての成年後見活用と捉え予防的な利用を提案しているので、受け皿の裾野を拓げる点では賛成。ただ、受け皿がないから市民、とということではないはずで、市民の良さをどう活かすかという議論が必要。 専門職団体・福祉系

- 市民後見人養成の視点や課題

- ・個人的には、基本的な理念さえ共有されていれば、細かな運用方法は地域の考え方や実情に応じたものでかまわないと思っている。基本的な理念とは、人・経費を含め公的機関が責任をもつて関与すること、専門職団体との連携を図ることの2点。市民後見人の場合、自分の価値観が優先されてしまう懸念と同時に、関わり過ぎや行政の意のままに動いてしまうことの懸念もある。生活支援員のように錯覚してしまう危険がある。専門職団体の役割としては、市民後見人の「本人主体」の支援の軸がぶれないように監督人的な立場をとっていくことかと思う。第三者性が担保されたソーシャルワーカーの関りが必要。 専門職団体・福祉系
- ・特にリタイアされた方が市民後見活動を担う場合、よかれと思って自分の価値判断のなかで指導的に介入してしまう可能性があるのではないかと。そう言った面での事前・受任後のサポート体制をどうつくれるかが重要。（専門職団体・福祉系）
- ・市民後見人は高齢の方が多いので、長期の受任に備えて交替できる仕組みを考えたり、あるいは法人後見での対応もあり得ると考えている。ただし、法人後見の場合には、法人そのものの経営状態や担当者の不正リスクへの対応も厳しくチェックする必要がある。（専門職団体・法律系）
- ・受け皿の拡大として市民後見人が検討されているが、一定の限界があるのではないかと。専門職や法人による後見事務でないときめ細かい対応が難しい。 後見支援団体（法人後見）

- 養成後の活用方策や課題

- ・精神障害の人への寄り添い支援を考えると、現在行われている市民後見人養成講習ではまったく不十分だと思う。正しい知識を身につけてもらう必要があり、最低限でも精神保健福祉士の資格取得レベルの講習内容にする必要がある。（後見人・福祉職）
- ・県下でも毎年100名規模の市民後見人が養成され、自治体に登録されている。当法人の後見業務に参加している人もいるが、知識ではない現場の経験の積み上げが今後の課題。 後見支援

団体（法人後見）

- ・養成講習を受講した人達の多くは、民間ではなく社協など公的機関で関わる形になっているが、そういう人達が法人後見をやっている NPO などのスタッフになってくれるとありがたい。ただし、市民後見人が活動するにはバックアップシステムがしっかりしていることが必要。後見人・法律職
- ・報酬面、受任件数等についても、全体の整理の中で、市民後見人についても一定の目安を考えられないか。専門職団体・福祉系

《参考 市民後見人に対する日本弁護士連合会、日本社会福祉士会としての意見書 2010.9 より抜粋》

- ・国及び地方公共団体の公的責任の下で、養成・支援・監督等の一貫した体制を構築し、中核となる拠点（センター）を設置・運営すべきである。
- ・市民後見人養成においては必要かつ十分な内容の研修が必要であり、後見活動の適正を担保することが不可欠である。また、養成・支援・監督等の一貫した体制の構築、運営については、専門職の関与・連携が行われるべきである。
- ・市民後見人は地域における権利擁護の担い手として積極的に位置付けられるべきであり、国及び地方公共団体は、成年後見制度及び市民後見制度の理解の浸透を図り、地域社会に対する働きかけをすべきである。

カ 地域の社会資源（生活支援）等の確保・充実

前項でも語られたように、高齢者に比べ圧倒的に少ない地域の社会資源、特に在宅生活に必須な生活支援サービスをいかに創出していくか、が課題となっている。

インタビューから：地域の社会資源（生活支援）等の確保・充実

- ・制度の利用促進は必要であるが、そのためには生活支援の仕組みを整えることが必須。後見支援団体（法人後見）
 - 例 ・「障害者後見的支援制度」（実施主体社協）：現在モデル事業として実施。ちょっと背中を押してあげたり、日常的に地域でサポートしてくれる見守りの手があれば在宅でも生活できる方を支援する事業である。
 - ・「障害者自立生活アシスタント」：単身等で生活する障害者が地域生活を継続するために、専門的知識と経験を有する「自立生活アシスタント」が、具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援を行うもの。（横浜市）
- ・成年後見人にすべてをまかせるのではなく、周囲のワーカーさんを始め支援者とのネットワークをつくる必要がある。（専門職団体・法律系）

キ 自治体のバックアップ態勢強化

基礎自治体における高齢・障害部門の温度差、市長申立や成年後見制度利用支援事業の運用実態の自治体格差などが、多数指摘されている。前述の、市民後見人を含めた後見人材の確保・育成、地域の社会資源創出を含め、自治体基盤整備の役割は大きい。

インタビューから：自治体のバックアップ態勢強化

- ・自治体によっては、成年後見制度利用支援事業の対象を市町村長申立に限定しているところもあり、家族・親族による申立支援を受けにくい精神障害者にとっては利用のハードルになっている。 後見支援団体（法人後見）
- ・成年後見制度利用支援事業の枠組が自治体によって差がありすぎる。市民後見人に対しても報酬助成をしているところもある一方で、報酬助成がないところもある現状。 専門職団体・福祉系
- ・ここ5年くらいで市役所担当の態度も変わってきているが、高齢担当部署と障害担当部署ではまだ対応が異なることも多い。例えば、高齢担当では書類の送付先変更など書式も用意しておりすぐ対応してくれるが、障害担当では基本的に同居者が本人の面倒をみるという前提になっており、制度利用が想定されていない。（専門職団体・法律系）

ク その他成年後見制度の枠組みについて

成年後見制度そのものについては、すでに多くの論点や意見出しが行われているところであるが、今回調査のなかでも、これまでに紹介した以外に、立法・運用面双方から次項のような意見がみられた。

なお、成年後見制度とその運用については、今回調査対象団体からすでに多くの意見書等が公開されているので参照されたい。

日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利（高齢者・障害者の権利に関する委員会）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/kourei_shogai.html

公益社団法人成年後見センターリーガルサポート

<http://www.legal-support.or.jp/act/>

社団法人日本社会福祉士会権利擁護センター「ばあとなあ」

http://www.jacsw.or.jp/05_seisakuteigen/iken_yobo.html

社団法人日本精神保健福祉士協会認定成年後見人ネットワーク・クローバー

<http://www.japsw.or.jp/ugoki/clover/2.html>

インタビューから：その他制度の枠組み・運用面で

後見人の業務範囲について

- ・法制度上の課題 - 手術の同意権、身元引受人、死後事務についての検討が急がれる。 後見人・行政書士
- ・医療同意の問題に関しては、本当の意味での同意は確保できないのではないかと。同意権を与えれば治療は進むが、本当に適切かどうか、本人の価値観からみてどうなのかなど、後見人ひとりで判断できるものではない。チーム的な対応を考えていく必要がある。 後見人・法律職
- ・後見人、保佐人は医療保護入院の保護者の一人で責任が重い。本人意思尊重との関係で矛盾が生じる。 専門職団体・福祉系
- ・医療保護入院についても、実際には同意するしかない状況であり意味がない。(専門職団体・法律系)

欠格条項の扱い

- ・欠格条項に関しては必要ない。知的障害では訴訟を起こしているが、精神障害の人は興味がないのか、参加してくれない。 後見人・法律職

監督機能の強化

- ・家庭裁判所による監督機能の強化(不正がおこらないようなチェックシステム) 専門職団体・福祉系

手続きに時間がかかること

- ・本人達は、制度利用に至るまでが手間暇がかかる、もっと気軽に使えるようになればいいと言っている。(専門職団体・法律系)
- ・現状では、法定後見の場合、利用手続きに時間がかかりすぎる。横浜の場合、申立を行うのに、1ヶ月以上の待ち期間があり、スピード感に欠ける。本人のニーズに追いつかない。 後見人・行政書士

(2) 利用者インタビュー調査

今回調査では、3名の利用者から、成年後見制度を利用しての生活の変化やよかったことなどをうかがった。関わりの内容にはそれぞれ差があるものの、「すぐに相談に乗ってもらえる」「自分の内面と向き合う」「家族との距離が保てた」「生活が安定した。心の支えができて生活にゆとりが出た」などの効果が語られている。

Aさん

(プロフィール)

- ・50代男性、自宅(持ち家)で単身生活をおくっている。
- ・統合失調症であり、手帳等級は3級。
- ・平日は、火曜日と木曜日は作業所(就労B)に通っており、月・水・金は福祉施設で夕方まで清掃や営繕の仕事をしている。
- ・後見類型は補助、後見人等は法人後見。審判が下りたのは平成21年10月。
- ・依頼している後見事務
役所等への各種申請手続き / 民間事業者との各種契約行為 / 日常的な金銭の管理(通帳預かり、預貯金の払い戻し、各種支払等) / 財産の管理、相続・処分等

- ・制度を利用するきっかけは、母親が認知症となり消費者被害に遭ったり、病気で入院することになったこと。その頃、自分は保健所のデイケアに通っており、その保健師さんがお金の管理を心配してくれてセンターにつないでくれたのが利用のきっかけ。
- ・通帳を預かってもらっている。手元に通帳やカードがないと使えるお金が限られる。それで無駄遣いもしなくなったり、冷静に対応できるようになった。
- ・センターからは、月に1回現金を渡してもらっている。また作業所からもお金をいくらかもらっているのも、お金が無くて困ることはほとんどない。
- ・郵便物等が届くと、自分では判断できないので、すぐにセンターの担当者に確認してもらうために持ってきたり、電話を掛けて相談している。
- ・母親が入院中に必要なものを持っていくように頼まれたのだが、自分は何を持っていいのかわからず、センターの担当者に相談したところ担当者が準備してくれたのでとても助かった。
- ・何かわからないことがあれば、すぐにセンターの担当者に相談にのってもらえるようにしている。
- ・家に一人でいると考えすぎてしまうので、すぐに相談したいのだが、そういうときにセンターの担当者がいないと不安になる。

Bさん

(プロフィール)

- ・ 30代男性。民間の賃貸アパートで一人暮らし。
- ・ 週2回、就労支援B型で就労。その他地域活動支援センター、当事者活動などに参加。
- ・ 統合失調症と脅迫観念、対人恐怖。精神保健福祉手帳2級。発病は17歳。現在の通院頻度は月1回程度。入院回数は5回。最近の入院は3～4年前。
- ・ 利用開始時期：平成22年
- ・ 後見の種類：補助類型
- ・ 後見人の属性：法律専門職（弁護士）
- ・ 依頼事項：日常生活の管理（通帳預かり）、教育・就労・余暇活動に関すること、財産の管理、相続、処分等に関すること（今後発生が想定される）

- ・ もともとは、経済的な不安が強くあって、通帳管理を依頼した。ただ、日常生活のなかでは、自分でも家計簿をつけて自己管理はしている。
- ・ 自分のなかで、成年後見制度を利用しているという意識ではない。補助人と被補助人というよりも、一人の人間として頼りになる相談相手でアドバイスをくれる人という位置づけ。大きな決断の時には必ずそばにいて方向性を示してくれる「道しるべ」のような存在。（仕事をやめる決断をして、自由になった。当事者活動へとシフトさせていった時とか）
- ・ 自分の内面と向き合うようになったことと、家族と一定の距離をおけるようになったことが一番よかった。

Cさん

(プロフィール)

- ・60代女性、10年近くグループホームにて生活。
- ・うつ病、手帳等級は2級。
- ・デイケア(月曜日)と作業所(お弁当屋さん)で週2回働いている。また、月・水・金はナイトケア(食事)を利用している。
- ・グループホームは、個室でキッチン・トイレは共同。食事も自炊。入居者の中で成年後見制度を使っているのは自分だけ。
- ・後見類型は補助、後見人等は法人後見。利用開始は、平成22年10月頃から。
- ・依頼している後見事務 日常的な金銭の管理(通帳預かり等)

・病気でたくさん失敗してきた過去があり、娘の心配が増した。娘がこの制度があることを知ってグループホームの世話人に相談したのがきっかけ。自分は、娘が安心できるならと思い利用を開始した。

・法人の担当者とは月1回30分程度面会をしている。毎月お金を持ってきてくれるのだが、それ以外は使わないという良い習慣ができた。お金は無ければ無いでなんとかなるもの。

・生活が安定した。安心できる、拠り所がある、代行してくれる人がいる、心の支えができて生活にもゆとりができた。

・以前は心を開かずに抱え込んでいたのだが、入院(任意)中に自分を変えなくてはいけない、他人に言わなければ理解してもらえないと考え、自分からなかなか言えなかったが、それでも言うようにした。

・いつも心配してくれているので特に希望はないが、何かあれば相談したい。

・制度がもっと分かりやすくなれば、利用する人も増えると思う。お金がどのくらいかかるのか等の不安もあるので、そういった面をわかりやすく伝えることが必要ではないか。

参考 NPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク等における 法定後見活用事例

前記法定後見制度利用者へのインタビューとあわせ、参考として、以下に法定後見を有効に活用している事例を5例紹介する。

事例の類型は、補助類型1、保佐類型3、後見類型1事例であるが、うち補助事例については、保佐類型から類型変更を行っている。

事例1

被後見人等の性別・年齢	男性 女性 現在 30 歳代
現在の後見類型	補助 保佐 後見 開始後の変更の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(当初 保佐)
申立の背景・経緯 (含利用開始時期)	アスペルガー・強迫神経症・薬物依存症 様々な病院で活動性を高める薬を処方してもらい、これを自己処方して時々暴れる。両親は恐怖から一人暮らしをさせている。将来を見通せず社会性がなく、色々な問題行動(3階から飛び降り・深夜のギター演奏など)がある。 母が、高齢者・障がい者なんでも相談会で、弁護士・保健師に相談し、保佐申立。平成19年、保佐開始決定。母とNPO法人が複数保佐人に選任され、弁護士・保健師・社会福祉士の3名が担当者となり対応開始。平成22年に補助に変更となる。
利用による本人の生活の変化や効果	保佐人は、年金申請・負債の任意整理・取消権行使・就業先や賃貸人との交渉などを行う一方で、母と一緒に勉強しながらアスペルガーへの理解を深めて対応してきた。市と交渉してホームヘルプサービスの利用を開始し、生活の安定を図ると同時に社会性を高めようと試みてきた。生活保護申請に本人と同行した。 主治医・PSW・ヘルパー・行政担当者・仲介業者・補助人で定期的にケース会議を行っている。 色々な人の関わりの中で、ゆっくりとではあるが社会のルールを覚えてきて生活が安定し、問題行動はほとんどなくなった。
最近1ヶ月の後見人等の関わり (面会、接触等の頻度、内容など)	複数補助人である母が、毎週、本人を訪問している。 NPO担当保健師と社会福祉士は、母と連絡をとりながら、随時訪問し、毎月1回上記相談会の時、母と協議して本人の様子を確認し、今後の方針を検討している。 NPO担当弁護士は、年金を管理して家賃等の支払いを行いながら、本人からのメール相談に対応しているが、直近1月相談はない。 本人から報酬は受領できない案件である。成年後見制度利用支援事業の要件緩和(市長申立要件の廃止)を期待している。

事例2

被後見人等の性別・年齢	男性 女性 現在 <u>30</u> 歳代
現在の後見類型	補助 保佐 後見
申立の背景・経緯 (含利用開始時期)	知的障害・てんかん・神経症 家族から経済的虐待を受けていた。家族から逃げてシェルターを利用し、その後、アパートで一人暮らしを始めるにあたり、保佐申立を行い、NPO法人が保佐人に選任され、弁護士と社会福祉士が担当者に選任された（平成24年）。
利用による本人の生活の変化や効果	支援体制を整えて2ヶ月に1度ケース会議を行っている。てんかん発作による緊急入院、精神状態の悪化による精神科への入院、財産を管理して毎週小遣いを渡す、相談、転居手続等の支援を行っている。 本人は、なんとか一人暮らしを送ることができている。
最近1ヶ月の後見人等の関わり (面会、接触等の頻度、内容など)	最近1ヶ月、毎週、面会して小遣いを渡している。近隣トラブルから精神状態が悪化したため、主治医及び福祉事務所と交渉して転居手続を行った。 関係機関と連携をとりながら、徐々に、本人の自立をはかっていく予定である。

事例3

被後見人等の性別・年齢	男性 女性 現在 <u>60</u> 歳代
現在の後見類型	補助 保佐 後見
申立の背景・経緯 (含利用開始時期)	統合失調症 会社員であった30歳台に発症し、離婚して母と同居していたが、母死亡後一人暮らしとなった。年金担保借入と消費者金融からの借入をして浪費し、生活困窮で弁護士に相談して、破産して生活保護を受給したが、傷害事件を起こして服役した。 釈放後、再び年金担保借入をして浪費し、生活に困窮して再度弁護士に相談した。再度、主治医と協力して生活保護を申請し、同時に保佐申立を行い、NPO法人が保佐人に選任され、弁護士と社会福祉士が担当者となった（平成18年）。
利用による本人の生活の変化や効果	保佐人は、福祉医療機構と国民金融公庫に通知し、年金担保借入ができないようにした。年金が振り込まれる通帳も保佐人が預かったが、本人が年金振込口座を変更し、以後、財産管理は本人が行っている。保佐人は、主治医と協力しながら、行政機関との対応、近隣住民からの苦情対応、転居対応、警察対応、措置入院時の対応等を行っている。 様々な問題行動を起こしてきたが、転居後、比較的落ち着いて一人暮らしを送っている。
最近1ヶ月の後見人等の関わり (面会、接触等の頻度、内容など)	困ったことがあると、法律事務所を訪問するが、何も無い時は訪問しない。社会福祉士が時々自宅を訪問するが、不在のときが多い。主治医と協力して必要な対応を行っている。 直近1ヶ月の相談はない。

事例4

被後見人等の性別・年齢	男性 女性 現在 <u>70</u> 歳代
現在の後見類型	補助 保佐 後見
申立の背景・経緯 (含利用開始時期)	統合失調症 数年前、妄想状態で殺人事件を起こし、医療観察法による入院措置を受けている。全く身寄りがないため、退院に向けて、金銭管理と相談相手として、弁護士法人を保佐人に選任した(平成24年)。
利用による本人の生活の変化や効果	廃屋となっている自宅等の不動産の調査を進めている。医療機関の近くに退院後のアパートを借りる準備をはじめている。医療機関と連携し、入院処遇から通院処遇に切り替えてもらって、任意入院して外泊という形で徐々に生活訓練を行っていく予定である。本人の表情は明るくなってきている。
最近1ヶ月の後見人等の関わり (面会、接触等の頻度、内容など)	現在は選任直後であり、財産調査を行うとともに、弁護士法人に所属している社会福祉士と弁護士が月に1回程度の面会を行っている。 医療機関のPSWと協力して賃貸借契約に向けて動き始めている。入院措置解除に向けて保護観察所とのケース会議も予定されている。

事例5

被後見人等の性別・年齢	男性 女性 現在 <u>30</u> 歳代
現在の後見類型	補助 保佐 後見
申立の背景・経緯 (含利用開始時期)	高次脳機能障害 練炭で自殺をはかり、一命は取り留めたが、一酸化炭素中毒の後遺症により、衝動性が抑えられなくなった。窃盗を繰り返して服役を繰り返していた。刑事弁護段階で、刑務所から帰った後の支援体制を整える目的で、父が成年後見申立を行い、NPO法人が成年後見人に選任され、弁護士と社会福祉士が担当者に選任された(平成24年)。
利用による本人の生活の変化や効果	保佐人は、本人との面会を行っていた。本人は、現在、県外で服役中である。主治医とケース会議を行って、両親と連絡をとりながら支援体制を整える準備を始めたところである。 本人から、保佐人担当者へ手紙が届くようになっている。
最近1ヶ月の後見人等の関わり (面会、接触等の頻度、内容など)	最近1ヶ月は、面会に行けていない。本人からの手紙を受け取り、両親や支援機関と連絡を取り合っているところである。今後、地域定着生活支援センターや、刑務所の社会福祉士との連携を行っていく予定である。 本人の収入は全くないため本人からの報酬は受領できない案件である。成年後見制度利用支援事業の要件緩和(市長申立要件の廃止)を期待している。

3 調査結果の要約

以上、アンケート調査とインタビュー調査から、精神障害者の成年後見制度利用促進に向けての課題は次のように整理される。

(1) ご本人からみて

アンケート対象者 486 名のうち現在成年後見制度を利用している人は3% (15 名) であり、アンケート調査の結果は概ね未利用者の成年後見制度に対する意識や意向の実態と捉えることができる。

調査からは、「当事者への制度周知が進んでいない」ことを筆頭に、「成年後見人への信用・信頼感が不足している」、「費用負担の軽減化が必要」、「選挙権などの資格制限の見直し」などの課題が読み取れた。成年後見人等に望む要件としても、「自分の意思を正確に受け取ってくれる」、「誰に対しても自分の味方であると言ってくれる」、「資格だけではない姿勢や知識・経験」などのキーワードが浮かび上がる。

他方、現在制度利用中の方を対象としたインタビュー調査では、後見人との信頼関係のもとでの安心感のなかで、「安心」「安定」「心の支えで生活にゆとり」「家族との距離感」などの効果が語られている。また、参考として掲載した先行的な取り組み事例からは、様々な病状や生活背景を有する精神障害者の生活の質向上に向けて、制度が効果的に活かされている様子が語られている。

今回の結果からは、今後、何よりもご本人に向けての周知や理解促進が急務となること、その際、いかに制度利用による生活上の効果やメリットについても理解してもらえるように工夫していくか、が重要となることが明らかとなった。さらに、制度及び後見人に対する信頼をどのように築けるかが大きな課題として浮かび上がっている。

アンケート調査から見た精神障害者の成年後見制度利用促進の課題と望ましい要件

当事者への制度周知が進んでいない

- ・成年後見制度を「知らなかった」43.4%、「名前を聞いたことがある程度」32.3%。
- ・利用促進に向けた課題では、「身近な相談窓口の充実」が42.6%で第一位。「仕組みがよくわからない」、「難しくてわからない」などの理由で利用したくない、わからない/何ともいえないと回答している当事者も少なくない。

成年後見人等への信用・信頼感が不足している

- ・「悪用されるという噂が多い」、「信じられる人がいない」、「普段から分かっている人でない人に頼むのは危険だと思う」など、後見人等に対する信用・信頼感が不足している意見も寄せられている。

費用負担の軽減化が必要

- ・「お金が掛かるなら頼まない」、「後見人への報酬が高く、負担が大きい」、「費用負担が軽くないと利用できない」など費用負担面を危惧する意見も寄せられている。

選挙権など資格制限の見直し

- ・「選挙権がなくなるなら利用したくない」、「選挙権までなくしてしまうのはやりすぎ、自由を奪う行為である」、「選挙権は必要」など、選挙権の資格制限に対して否定的な意見が寄せられている。

成年後見人等に望む要件等

- ・「信頼でき、自分の意思を正確に受け取ってくれる人」
- ・「誰に対しても自分の味方であると言える人」
- ・「単に資格を持っているだけでなく、福祉に携わっていて、そこそこの経験のある人」
- ・「精神障害者は入院時、混乱状態にあることが多い、それを良く理解している後見人の充実が必要」
- ・「適切な人材の育成や、後見人等を監督する仕組みづくりが必要」

(2) 後見支援団体、後見人等から見て

後見支援団体、後見人等に対するインタビューでも、アンケート同様に、高齢者や知的障害者分野と比較して精神障害者の制度に対する認知が進んでいない実感が語られた。

さらに、制度活用上の特徴や困難として、「(どちらかと言えば支援者主導で)ご本人が制度利用のメリットを感じにくい」、「費用負担への負担感、拒否感」、「申立に繋がりにくい環境」など、利用以前に、利用につながりにくい背景要因があることが示された。

支援に際しての精神障害者特有の困難さについては、障害特性の観点から、「本人との信頼関係の構築、コミュニケーションに時間がかかる」、「病状に波があり、きめ細やかな関わりが必要となる場合がある」、「支援のタイミングが難しく、よい支援に繋がりにくい」、「頻回の接触等で後見人が負担と感じてしまう」などの苦労点が語られた。しかしながら、一方では、そうした困難さの背景には、後見人自身の姿勢や力量(地域の力の巻き込み力)の問題もあるのではないかと、との問題提起もあった。一方で、精神障害者の地域資源は高齢者に比べ圧倒的に不足していることが困難さに繋がっている、との指摘もあった。さらに、行政、病院、家族、地域の支援者をはじめとする関係機関の制度に対する理解不足も困難さの要因としてあげられており、本人の周知や理解に留まらず、関係者全体の正しい理解が急務となっていることが明らかになっている。

こうした現状を受けて、以下のような課題が指摘されている。

本人主体の制度利用に向けた周知・理解の促進

制度運用面からの課題

- ・費用負担の軽減
- ・障害特性に応じた柔軟な制度運用(類型変更)
- ・効果的な各種制度活用のあり方等の工夫
- 後見人の受け皿づくり、人材育成の強化・充実
- 地域の社会資源(生活資源等)の確保・充実
- 自治体のバックアップ態勢強化

今回調査では、ご本人の周知の低さとともに、制度そのものや後見人に対する不信感も強いことが明らかになっており、これらの課題解決に向けた具体的な取り組みが急務と言える。

第3章 考察と提案

1 考察

(1) アンケート調査の結果から

数量調査の結果から見てきたものは、成年後見制度そのものが、障害当事者の人たちに周知されていないという現実である。制度が施行されてから10年以上が経過しているが、制度を全く知らなかった人が約4割を占めており、具体的な知識が持たれていない現実が明らかとなった。本調査は神奈川県内でサービス提供事業者を介して配布されたものであり、その対象に偏りはあるものの、逆に言えば、サービスに関するさまざまな情報が手に入る環境にいる人たちを対象としているにもかかわらず、あまり周知されていないということになる。ひいては、入院している人や、在宅でサービスに結びついていない人たちには、もっと知られていない可能性を示唆する結果と言えるのではないだろうか。

次に依頼したい内容に関してであるが、上位にあがってきているのは「手続き」である。近年、制度改正が相次いでおり、十分な知識をもっているかということ、専門職と言えども心もとない状況にある。障害のある人たちが、自分の判断能力が低下した際に、年金、税金、精神保健福祉手帳、自立支援医療、自立支援法におけるサービス利用申請、賃貸契約、公共料金の支払いなど、生活を維持していくために必要な手続きに関して、誰かに相談したり、誰かに手続きを依頼したいと考えるのは自然な流れであろう。

成年後見制度の利用意向に関しては、「利用したくない」「わからない/何ともいえない」といった利用に消極的な意見が半数近くを占める結果となっている。「利用したくない」と回答した人の多くが、自分でできる、人に管理されたくないといった意思を示している。「わからない/何ともいえない」という理由に関しては、将来のことはわからないという回答とともに、制度がよくわからないから判断できないという記述も多い。これは、周知が進んでいないことと大きく関連している。

次の設問である「成年後見制度を利用するために重要なこと」で、一位に「身近な相談窓口の充実」があがっているが、本調査で初めて制度について知った人を含め、制度を理解したいというニーズが高いことが伺える。自由記述のところでも、わからないというところに留まる意見以外に、わかりやすい制度にしてほしい、わかりやすく説明してほしいという回答も目立つ。また、「信頼できる『後見人』を見つけやすくする」「信頼できる『後見人』の養成や育成」が高順位にあがっているが、自由記述を見てみると同様に成年後見人に「信頼」や「安心」を期待していることがわかる。申立て、報酬に関する負担軽減も多くの人が望んでいるという結果となっている。

アンケート結果からは、障害当事者に成年後見制度が知られていないということが、利用が進まない大きな要因のひとつであることが明らかとなった。ニーズがないわけではなく、手続き等への支援が将来的に必要となる可能性は認識しているが、成年後見制度に関

して相談できる窓口も周知されておらず、制度を身近なものとして感じる機会がなかったことが推測される。制度利用に関して、現状では「自分でできる」「自分でしたい」という意思が自由記述で多くみられ、選挙権など奪われている権利に関しておかしいと言及する意見も多かった。それらは、自分の人生は自分でコントロールしたいという当然の権利の主張であり、成年後見制度を利用する際に権利を「奪われる」ことへの抵抗だとも言える。成年後見人に「信頼」を求める意見が多かったことも前述したことを裏付けていると考えられる。今後求められるのは、成年後見制度に関する正確な知識の普及と、障害当事者の人たちの信頼に応えられる成年後見人の養成なのではないだろうか。

(2) インタビュー調査の結果から

1) 後見支援団体、後見人等に対するインタビュー調査

業務を通じてみた、精神障害者本人・家族の制度に関する認知や評価

相談経路に関しては、後見支援団体の場合、研修を終えた専門職の名簿を家庭裁判所に提出しており、家庭裁判所を通して受任依頼がくるという場合が多い。直接相談がある場合もないわけではないが、当事者からの相談というよりも支援している専門職や家族からの相談が多く、障害当事者は制度に関してあまり知らないのではないかという話であった。成年後見制度は財産のある人にとっては、財産保全という利益があるが、経済的にあまり豊かでない人にとっては、意思決定や金銭の使用を「制限される」という感覚に陥りやすい側面がある。周囲の専門職や家族は後見人の権限に期待して利用を勧めようとするわけで、よかれと思って支援しているつもりが、障害者本人とは、対立する立ち位置にたってしまう場合もあるのである。

また、制度利用を勧めようとしている専門職や家族が成年後見制度を正しく理解しているかということとそうでもない。家族は親亡き後を心配し、転ばぬ先の杖として制度に寄せる期待は専門職よりも大きい。しかし、専門職も家族ほどではないが、後見人に「過度な期待」を寄せているという点では同様で、なんでも後見人に相談すれば解決の糸口が見いだせると考えている人もいる。精神障害者の中には、家族と疎遠である人も多く、それだけ、痒いところに手が届く支援を求めているのであろうが、第三者後見人は家族ではあり得ない。後見事務として定められている範囲の中でその職務を遂行するのであり、当事者だけでなく、専門職、家族ともに正確な制度理解が十分でないということが言える。今後、成年後見制度の利用を促進していくにあたって、制度名称や大きな枠組みは知られているが、制度の実際に関して理解を深められるような広報活動が望まれるのではないだろうか。また、痒いところに手が届く支援に関して、成年後見制度だけでは不十分であり、地域のネットワークを活用した支援が望まれる。しかし、既存の資源では対応できない部分があるのだとしたならば、新たなサービスを創出し、成年後見制度と組み合わせる利用できるようになるならば、成年後見制度そのものの利用も促進されることが考えられる。

精神障害者の成年後見制度活用上の特徴、困難さ等

前述したことやアンケート結果と関連するが、成年後見制度の活用に積極的な当事者は少ない。利用者インタビューにも見受けられるように、積極的な人の多くは報酬を支払っても自分の生活が圧迫されない資産をもち、それを守ってくれるというメリットを感じている人である。入院している精神障害者の多くは障害年金や生活保護で生計を立てており、在宅の人の中には、自分で就労している人や福祉的就労による工賃をもらっている人もいるが、総じて、自分で捻出できるお金には限りのある人が多い。そこから、申立て費用や報酬を支払うことへの抵抗は大きい。周囲は、資産が少ないがゆえに生活を守るために利用をすすめるが、本人が感じられるメリットは少ないのである。

さらに、成年後見人が必要だと周囲が考える人に関しては、家族間で財産に関する紛争がある場合もあるが、家族が疎遠である場合や身寄りがいないという人も多く、申立人がいないことによって、利用が進まないケースもある。市町村長申立ての利用が進み、成年後見制度利用支援事業の活用事例も増えてきているが、市町村の財政的な問題が利用と大きく関連しており、限界があるのが実情である。

高齢者との比較において、資産の多寡や周囲の周知度に差があることなどがよく指摘されるが、介護保険によってケアマネージャーが置かれており、ケアマネジメントがケアマネージャーを中心に展開されていることも制度利用促進には欠かせない要素である。これまで、障害領域ではどこのだれがマネジメントするのかということが不明確であった。2012（平成24）年度から、相談支援体制が強化され、相談支援専門員がその中心を担うことや、市町村の基幹相談支援センター（任意設置）で成年後見制度の利用に関する相談も受けることが提示されている。社会資源が高齢者ほど充実していないが、地域の関係機関の連携もこれまで以上に求められてくるのである。

さらに、これまで述べてきた外枠の問題以外に、障害の特性による困難もある。成年後見制度により、第三者後見人が付く場合などは、家庭裁判所が選任する権限をもっており、マッチングに関する綿密な打ち合わせが行われるわけではない。当事者に関しては、選択する権利を与えられてはいないのである。決定してきた成年後見人とのコミュニケーションや信頼関係の構築が難しいのは当然の結果と言える。

また、病状に波があり、調子の良い時期と悪い時期で別人かと思えるくらい、判断能力にも差が生じてしまう例がある。その都度、病状を念頭に置きながら変化を捉えておく必要がある。結果として、すすんでいた支援計画が頓挫してしまったり、計画通り進めていいのかどうか判断に迷うような事態となる場合もある。面会や自宅への訪問を拒否されることがあるかと思えば、1日に何回も電話がかかってきて、他の仕事にまで影響を与えてしまうこともある。在宅で服薬を怠って病状が悪くなった場合などには、本人が拒否しても医療につなげる必要があり、成年後見人もその人の病状を把握し、その時その時で柔軟に対応することが求められるのである。そうした状況に置かれることは成年後見人にとって、非常に負担となる場合が多い。特に親族や法律系の専門職後見人は、専門的な知識に乏しく、病気や障害を理解する以前に疲弊してしまうこともある。当事者を支える成年後見人

ではあるが、その成年後見人を支えるネットワークの構築も地域ぐるみで進めていく必要があるのではないだろうか。最近、専門職が個人で受任するのが難しい事例に関して、法人や複数で受任し、共有しながら進めていく方法も多用されるようになってきている。

精神障害者の成年後見制度利用促進に向けた課題

利用促進に向けた課題として最も大きいのは、当事者への成年後見制度そのものの周知がまず進んでいないという点が挙げられる。制度をわかりやすく伝えるという工夫が必要である。また、制度を利用することのデメリットはわかりやすいが、メリットが伝わりにくいのが現状であり、どういう時にどのように利用すると効果がある制度なのかということをも具体的に示す必要がある。インタビュー調査において、市町村を中心とした行政のこれまで以上に積極的な取り組みの必要性が述べられている。

デメリットと感ずることのひとつとして、アンケートでも示されていたが、費用負担があることが挙げられる。資産があまりない人が、サービス契約等のために成年後見人を必要とする場合があるが、支払い続けなければならない後見人への報酬の問題は本人の利用意思に大きく影響を与える。そこが財産のある人のための制度として受け止められてしまう部分であり、制度利用を進めていくためには、今以上に財政的な支援策が必要とされる。

ここ数年、市民後見人の養成が盛んに行われており、各後見支援団体でも懸念は抱きながらもあまり費用のかからない市民後見人に大きな期待を寄せている。身近なところで、見守ってくれることは、地域で生活する障害者にとって、心強い存在である。しかし、市民後見人といっても「後見人」には変わりないわけで、高い倫理観が求められる。市民後見人は、多くの財産を持つ人は担当しないことになっており、金銭管理上の倫理というよりは身上看護面での倫理に関する認識が必要である。たとえば、良かれと思って本人の意思とは異なることを説明なしに行ってしまうというようなことが起こらないような研修、フォローアップ研修や、バックアップ体制づくりが望まれる

もうひとつの制度利用上の大きなデメリットとしては、類型変更が容易にできず、特に後見類型になった時に包括的に権利が制限されてしまう点にある。障害特性として前述したが、病状に波があり、障害が固定していない精神障害の場合、類型変更、開始・取消がもう少し柔軟にできることが利用へのハードルを下げることにつながるのである。現行制度を念頭に置くと、成年後見制度の利用は最終的な手段であるとか、あえて法定後見を使って本人の活動に制限をかける必要があるのかといった意見が法律系の専門職から複数でいたが、日本の現状では 3 類型の中で後見が最も多く（成年後見関係事件の概況 平成 23 年では申立て件数の約 82.4%、終局区分の 76.6%が後見類型である）、当事者の意思決定が十分に尊重される仕組みが保障されていない印象も否めない。制度そのものの限界もあるが、その運用として、保佐、補助、委任契約、任意後見制度などを選択肢として位置づけ、本人の意向を尊重した実務が行われるような仕組みが必要なのではないだろうか（参考 NPO 法人岡山高齢者・障害者支援ネットワークにおける法定後見活用事例参照）。また、そうした仕組みが当事者のために活用されているかどうかを評価するためには、家庭

裁判所の機能強化、及び独立し、権限を持った第三者機関による監査システム導入が望まれる。

2) 調査結果を踏まえて

現行の成年後見制度に関しては、さまざまな課題が指摘されている。

2006(平成18)年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の中で、最も成年後見制度に関連すると言われているのが、第12条であり、は他の者と平等に法的能力を享有すること、法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用することができるようにするための適当な措置をとること、濫用を防止するための適当かつ効果的な保護を国際人権法に従って定めることを確保することなどが定められている。具体的には、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用すること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象とすることを確保するものとする等としているのである。つまり、障害を持つ人たちが法的能力を有することを前提として、当事者自身が法的能力を行使するための支援を位置付けている。

2010(平成22)年に横浜で開催された世界成年後見法世界会議における横浜宣言世界「成年後見制度に関する横浜宣言」においても同様に、成年後見制度の基本原則として、人は能力を欠くと確定されない限り特定の意思決定を行う能力を有するという前提に立ち、意思決定を行う能力がないという判断のためには「あらゆる実行可能な方法」が試されるべきであり、包括的に判断されるものではなく、必要に応じて行うもので、特定の事柄や時、内容やその効果などによって異なることを前提とすること、独立した機関によって見直しがなされるべきであること等が示されている。また、宣言の中で、日本の課題に関しても触れられており、「現行成年後見法の改正とその運用の改善」として、市町村長申立ての積極的实施、費用補助、鑑定・本人面接の実施、医療同意、欠格条項、任意後見制度の乱用の防止、行政の支援の必要性、公的支援システムの必要性、3類型の見直し、信託制度の導入、高次脳機能障害者の利用促進について指摘がなされている。

そうした制度の問題を指摘するだけで、成年後見制度の利用が促進されるのかということそうではない。前述した中でも、この間、市町村長申立ては増加しており、欠格条項に関しては、被後見人の選挙権、被選挙権の問題が裁判で争われている途上である。信託制度の導入も始まっている。遅々とした歩みの中で少しずつではあるが、変化は始まっている。

2011(平成23)年7月に改正された障害者基本法では「意思決定の支援に配慮すること」を国・地方公共団体に求めることが記された。2012(平成24)年6月に成立した障害者総合支援法においては「意思決定の支援に配慮すること」を事業者に義務づけるとともに、附則として、施行後三年を目途として検討を加える内容に、「障害者の意思決定支援の在り方」、「障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方」が加えられたことも研究の背景で触れたとおりである。

成年後見制度が成立した際に強調されたのは、自己決定の尊重、ノーマライゼーションという理念であった。確かに現行制度における成年後見人(特に後見人)の権限は大きく、包括的にその人の権利を制限できる点において、権利を侵害する可能性をもっている。それは財産に対する侵害だけでなく、その人の意思決定を奪うことが制度として正当化されていることによって、その人の尊厳を損なうことを含む。本来、成年後見人は、代理行為を推進しようとするものでもなく、判断能力が不十分な人に対して「利益を守るため最大限の努力」を払うこと、その際に「本人の意思を最大限に尊重すること」が役割なのである。

アンケート調査によって、障害当事者に成年後見制度が権利やお金を制限されると受け止められる傾向があることが明らかとなった。確かにこれまでの運用においてそう評価されることを否定できない側面もある。しかし、インタビュー調査と本研究の検討を通じて、課題が明確化し、より利用しやすい状況を創っていく足掛かりが見えたと考える。

【参考資料】

- ・外務省 障害者の権利に関する条約 仮訳文

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32.html

- ・日本成年後見法学会ホームページ 2010年成年後見法世界会議 横浜宣言

<http://www.jaga.gr.jp/pdf/yokohamasengen.pdf>

2 提案

急速な高齢化及び認知症高齢者の増加を背景に、高齢者の成年後見制度利用に関する周知や利用は障害者に先んじてきた。高齢者の方が圧倒的に人数が多く、資産のある人も多いことから、認知症になった方を中心に成年後見制度が利用されている。介護保険の導入によって、ひとりの対象者に対して1人のケアマネージャーがつくことになり、権利擁護に関する相談を地域包括支援センターが受けるなど、システムが整っていることも一因だと考えられる。他方障害者に関しては、ケアマネジメントの整備が遅れ、サービス契約や心身の状態・日常生活への配慮が必要な人は多く存在するにもかかわらず、成年後見制度の利用が進んでいないのが現状である。

成年後見制度がお金のある人が利用する制度であるとか、当事者にとって権利を奪われる制度等と認識されている限り、なかなか利用は進まないであろう。精神障害者の場合、成年後見制度は、その人らしい生活を支援するためのひとつの資源として重要な機能を持っている。精神障害者の地域生活支援を進めていく上でも、成年後見制度の有効活用が必要なのである。

そうした視点から、本研究から明らかになった利用促進に向けた課題は以下の通りである。

成年後見制度の周知が進んでいない

障害当事者への周知はもちろんであるが、専門職や家族に関しても正確な理解は十分ではない。

身近に相談できる窓口がない

障害者のケアマネジメントが制度化されたが、どこに相談すればいいのかがわかりにくい

費用がかかる

成年後見制度の申立て及び、成年後見人に支払う報酬が個人では負担できず、成年後見制度利用支援事業の利用に関する市町村格差が大きい。

類型が固定的で、障害特性と相容れない

病状に波があり、障害が固定していないのが精神障害の特徴であるが、現行制度では一度決定した類型を簡単に変更することができない。

制度を利用するメリットがわかりにくい

制限ばかりが目立ち、意思決定をサポートしてくれる制度であることが周知されていない。

成年後見人との信頼関係の構築が難しい

精神障害者の中にはコミュニケーションが苦手な人が多く、当事者にとって一方的に決定される成年後見人との関係性を築くには時間がかかる。

成年後見人の確保、質の担保が難しい

専門職後見人の数は年々増加しているが、将来的には絶対数の不足が予想される。費用の負担が難しい人も増加している。その一方で、成年後見人の不祥事も起こっており、その質をどう担保するのか。

それらの課題に対して必要な取り組みとして、以下のことを提案したい。

障害当事者にもわかりやすい広報の必要性

家族、専門職に対する正確な知識の普及

成年後見制度の周知に関しては、パンフレットの配布といった一方向的な広報ではなく、障害を持っている人たちにわかりやすい説明が求められる。また、専門職、家族に関しては過度な期待に応えられる制度でなく限界があること、しかし、限界はありながらも一つの資源としての効果を正確に理解してもらう必要がある。制度を活用していく上で協力・連携が必要であり、より実際的で具体的な情報を効果的に発信していく必要がある。

相談支援の仕組みの中で、窓口を明確にする必要性

身近な相談窓口として、これまでも社会福祉協議会が窓口になってきた部分はあるが、障害者の相談支援が強化されていく中で、福祉サービスを利用している人に関しては、特定相談支援事業の中でケアマネジメントの対象となっていくであろう。福祉サービスを利用していない人に関しては、地域相談支援事業の枠組みでのケアマネジメントの活用、現在整備されている基幹相談支援センター（市町村任意設置）での成年後見制度利用支援事業の活用などが望まれる。

相談支援が実際に機能していくためには、専門職がより研鑽を積み、成年後見制度等への理解を深めることが必要である。

申立て・成年後見人への報酬の公的助成の必要性

成年後見制度利用支援事業の活用に期待したいが、市町村間の格差があり、どこまでカバーできるのかが不透明な状況である。特に継続的に必要となる後見人報酬の確保に関しては、年齢が若い障害者の場合、市町村の負担も大きくなる。かといって、資産があまりない人に関しては、費用補填なしに利用が促進されることは難しい。

障害特性に配慮し、意思決定を支援することの重要性

一度審判を受け、決定してきた類型を簡単に変更することは現状では簡単なことではなく、その他にも現行制度は人権を守る制度でありながら、権利を行使することを制限する側面がある。そうした制度上の課題を訴えていくことも重要であるが、目の前の当事者に向き合う方法としては、被成年後見人の状態に応じた柔軟な支援が必要である。

現実として、あまりにも類型と本人の状態に差がある場合には、積極的に変更を試みる必要がある。病状の波によって変化がある人に関しては、保佐、補助をうまく活用することで、本人の意思がより反映された支援が可能となるのではないだろうか。現行制度をよりよく活用していく上で、成年後見人にできることは、被成年後見人の意思決定を尊重することである。日本では、後見類型で決定する人が多く、後見人が大きな権限を持っていることを自覚する必要がある。安易に権限を行使するのではなく、丁寧に情報を提供し、本人の意思を引き出したり、意思を確認していく姿勢が求められる。

被成年後見人と成年後見人の信頼関係の構築の必要性

当事者に十分な説明や同意がなく、後見人が突然、何かを奪う人として登場してしまうとするならば、被後見人との関係構築は難しくなる。後見類型に該当する対象者であっても、成年後見制度の利用に関して事前に十分なインフォームド・コンセントを行う必要がある。成年後見人は選任されて登場するが、その前にかかわっている家族や関係者がどれだけ当事者に向き合い、制度利用に関して了解を得ていたのかが、その後の成年後見人との関係にも影響を与える。また、実際に成年後見人のかかわりが開始しても、当事者をとりまく人たちとの連携、協働なしに、信頼を勝ち取ることはできない。成年後見人には、障害に関する知識や理解ももちろん必要であるが、その人を人として理解し、意思を尊重する姿勢が求められる。

成年後見人の質・量の確保と成年後見人への監督機能の強化

既存の専門職に対して量の確保と質の向上が求められるのは当然のことであろう。しかし、それでも後見人が不足しているということに対して、法人後見や市民後見人に期待が寄せられている。市民後見人に関しては、地域で暮らし続けることを支援する地域密着型の後見人とも言われているが、費用負担が難しい人を担当することが示されてもいる。

専門職であっても成年後見制度に関する十分な知識がないことが指摘され、倫理的な問題も発生している状況下で、市民後見人の質をどう担保するのが課題である。研修・バックアップ体制をどう構築するのが大きな課題である。

市民後見人に限ったことではないが、成年後見制度が本当に当事者の権利を守る仕組みとして機能し、機能していることを示していくためには、監督機能も非常に重要である。現在は家庭裁判所がその役割の中心を担っているが、申立てが増加する中で、手続きや報告が簡素化する傾向が見受けられる。制度を安心して利用でき、権利侵害があった時に介入してくれる機関として、家庭裁判所とは別の組織として、あらゆる機関から独立し、権限をもった監査機関が必要ではないだろうか。

地域生活を支える仕組みのひとつという認識の定着をめざす必要性

成年後見制度が何かを奪われる制度ではなく、その人がその人らしく安心して暮らせることを支援する制度だというプラスのイメージが定着する必要性がある。それは、費用の負担軽減、意思決定を尊重されることなどが具体的に示されることによって周知されていくのではないだろうか。

成年後見人が選任され、その関わりの初期には、被成年後見人をサポートするネットワークをマネジメントする役割を負う場面もあるだろうが、成年後見人がひとりですべてを賄おうとするのではなく、フォーマル、インフォーマルな資源、ネットワークを活用しながら成年後見人としての役割を果たしていくことが重要である。結果として構築された関係性は、活動の中で疲弊した時に、成年後見人を支えるネットワークにもなりうる。

精神障害者の成年後見制度の利用促進を考える上で、アンケートにある本人たちの「自分でやりたい」、「人に管理されたくない」、「お金がかかる」などの率直な意見は大いに参考になると考えられる。精神障害者は長年、医療の「保護」の元に置かれ、自分の生活も家族や関係機関に「保護」された中で営まれるという状況に置かれてきた。しかし、保護されるということは、本人たちにとっては権利の制限に他ならず、制限された状況の中で、本来もっていた力までが奪われていくことが最近になって理解されるようになってきた。リハビリやストレングスモデルが提唱され、長期入院者の地域移行・地域定着が促進されたり、当事者活動が活発化している状況は、当事者を主体とした支援が積極的に推し進められていることを示している。

成年後見制度においても、利用を検討する時点から本人参加を求め、制度に関して家族や支援者と十分に検討を行うことによって、積極的な参加、前向きな制度理解と利用意思が生まれてくるのではないかと考える。経済的な問題や後見人の質の問題など前述したような課題は山積しているが、その人がその人らしく生活するという当たり前の権利を実現するために、成年後見制度が必要な人は多く存在する。その人の生活を支配するものとしてではなく、生活を支える仕組みの一つとして、成年後見制度が定着し、支援ネットワークの一員として成年後見人が位置づけられていくことを期待する。